

居宅介護支援事業所 重要事項説明書

〈令和6年4月1日現在〉

1. 指定居宅介護支援を提供する事業者について
2. 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について
3. 利用者の居宅への訪問頻度の目安
4. 居宅介護支援の提供にあたって
5. 虐待の防止について
6. 秘密の保持と個人情報の保護について
7. 事故発生時の対応方法について
8. 身分証携行義務
9. 記録の整備
10. 衛生管理等
11. 業務継続計画の策定等について
12. サービス提供に関する相談、苦情について

指定居宅介護支援事業所ひない

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 比内ふくし会
代表者氏名	理事長 佐藤 剛
本部所在地 (連絡先及び電話番号等)	大館市比内町新館字真館21番地6 電話・FAX 番号 0186-55-0680
法人設立年月日	平成2年6月4日

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	指定居宅介護支援事業所ひない
介護保険指定 事業所番号	0572101939
事業所所在地	大館市比内町新館字真館21番地2
連絡先	電話 0186-55-1200 / FAX 番号 0186-59-4538
事業所の通常の 事業の実施地域	大館市全域

(2) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 但し1月1日から1月2日を除く
営業時間	午前8時30分から午後5時30分

※ 定休日・営業時間以外は、携帯電話転送により24時間体制で相談に対応します

(3) 事業所の職員体制

管理者		羽沢 康子（はざわ やすこ）
職	職務内容	人員数
管理者	1 従業員の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業員に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名 主任介護支援専門員と兼務
専門員 介護支援	居宅サービス計画（ケアプラン）の作成等、要介護認定に必要な申請代行、要介護認定調査、サービス実施状況の継続的な把握・評価、介護保険施設の紹介等	常勤 2名以上

(4) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態にある方に対し、適正な居宅介護支援を提供することにより、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、要介護状態の維持、改善を目的とします
運営の方針	1. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、多様なサービスが多様な事業所から適切かつ総合的、効果的に提供されるよう配慮します 2. 常に利用者の立場に立ち、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業所に偏ることのないよう公正・中立に行います 3. 市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定相談支援事業所等との連携に努め、地域包括支援センターからの支援困難事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供します 4. 介護保険法及び厚生労働省が定める運営基準その他関係法令等を遵守するものとし、介護保険関連情報の活用とPDCAを構築・推進し、提供するサービスの質の評価を行いながら、常にその改善を図るよう努めます

(5) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	①居宅サービス計画書の作成
	②居宅サービス事業者との連絡調整
	③サービス実施状況把握、評価
	④利用者状況の把握
	⑤給付管理
	⑥要介護認定申請に対する協力、援助
	⑦相談業務
介護保険適用有無	上記の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。
利用者負担限度額 (介護保険適用 場合)	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。(全額介護保険により負担されます)

(6) 基本料金

区分・要介護度			基本単位	利用料
居宅介護支援費 (Ⅰ)	(ⅰ)介護支援専門員1人当りの利用者数が45未満又は45以上である場合における45未満の部分	要介護1・2	1086	10,860円
		要介護3・4・5	1411	14,110円
	(ⅱ)介護支援専門員1人当りの利用者数が45以上である場合における、45以上60未満の部分	要介護1・2	544	5,440円
		要介護3・4・5	704	7,040円
	(ⅲ)介護支援専門員1人当たりの利用者数が45以上である場合における、60以上の部分	要介護1・2	326	3,260円
		要介護3・4・5	422	4,220円

(7) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	算定回数等
初回加算	300	3,000 円	初回加算は、新規に居宅サービス計画を作成した場合や要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成した場合に算定します。 (1 月につき)
特定事業所加算 (Ⅰ)	519	5,190 円	特定事業所加算は、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価する観点から、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、地域全体のケアマネジメントの質の向上を目指した対応を行っている事業所に認められる加算です。(1 月につき)
特定事業所加算 (Ⅱ)	421	4,210 円	
特定事業所加算 (Ⅲ)	323	3,230 円	
特定事業所加算 (A)	114	1,140 円	
特定事業所医療介護連携加算	125	1,250 円	1 月につき
入院時情報連携加算 (Ⅰ)	250	2,500 円	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに必要な情報提供を行った場合 (1 月につき)
入院時情報連携加算 (Ⅱ)	200	2,000 円	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に必要な情報提供を行った場合 (1 月につき)
退院・退所加算 (Ⅰ) イ	450	4,500 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 1 回受けた場合 (入院又は入所期間中 1 回を限度)
退院・退所加算 (Ⅰ) ロ	600	6,000 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンスにより 1 回受けた場合 (入院又は入所期間中 1 回を限度)
退院・退所加算 (Ⅱ) イ	600	6,000 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 2 回以上受けた場合 (入院又は入所期間中 1 回を限度)
退院・退所加算 (Ⅱ) ロ	750	7,500 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 2 回受けた (内 1 回はカンファレンスによる) 場合 (入院又は入所期間中 1 回を限度)
退院・退所加算 (Ⅲ)	900	9,000 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 3 回以上受けた (内 1 回はカンファレンスによる) 場合 (入院又は入所期間中 1 回を限度)
通院時情報連携加算	50	500 円	病院または診療所で医師、歯科医師等に対して必要な情報提供を行うとともに、医師等から必要な情報を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合 (1 月に 1 回が限度)
緊急時等居宅カンファレンス加算	200	2,000 円	病院又は診療所の求めにより緊急でカンファレンスを行い、サービス調整を行った場合 (1 月につき 2 回を限度)
ターミナルケアマネジメント加算	400	4,000 円	終末期医療に対し、居宅を訪問し主治医や居宅サービス事業者へ情報提供を行った場合 (1 月につき)

3 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回

4 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

5 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 羽沢 康子
-------------	-----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

6 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
---------------------------------	---

7 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、大館市、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

9 記録の整備

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供を終了した日から5年間保存します。

10 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (2) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

1 1 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 2 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ① 苦情担当者は、利用者からの苦情を随時受け付けます。その際、次の事項を書面に記入し、苦情申出人に確認します。（内容、希望、第三者委員への報告の要否、第三者委員の話し合いへの立会い要否など）
- ② 苦情受付担当者は、受理した苦情を苦情解決責任者と第三者委員に報告します。
- ③ 苦情解決責任者は、苦情申出人との話し合いによる解決に努めます。なお、話し合いがつかない場合は第三者委員を交えて話し合いをします。

(2) 苦情申立の窓口

お客様相談口 （当事業所の居宅介護支援に関する意見、苦情をお受けいたします）	電話番号 0186-55-1200 ファックス番号 0186-59-4538 苦情受付担当者 羽沢 康子 苦情解決責任者 菅原 孝子
大館市介護保険係 相談窓口	所在地 大館市字中城20番地 電話番号 0186-42-7055（直通） ファックス番号 0186-42-8532 受付時間 9：00～17：30（土日祝は休み）
秋田県国民健康保険 団体連合会（国保連	所在地 秋田市山王4丁目2番地3 電話番号 018-883-1550（直通） ファックス番号 018-883-1551 受付時間 9：00～17：30（土日祝は休み）

13 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

居宅介護支援事業サービス提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者	所在地	大館市比内町新館字真館 21 番地 2
	法人名	社会福祉法人 比内ふくし会
	代表者名	理事長 佐藤 剛
	事業所名	指定居宅介護支援事業所ひない
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

上記署名は、（ ）が代行しました。

代理人	住所	
	氏名	印

(別 紙) 居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- ③ 指定居宅介護支援の利用の開始に際し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができ、また居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

2 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービス等の選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
 - オ 必要に応じて、多様な主体等が提供される生活支援サービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成します。
 - カ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みに努めます。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認し、同意を得られた場合、居宅サービス計画に位置付けされた居宅サービス事業者に居宅サービス計画を交付します。（居宅サービス計画の変更・更新時も含みます。）
 - イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

3 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。

- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

6 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

7 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

8 サービスの利用状況等について

当事業所の居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は次のとおりです。

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 31%

通所介護 47%

地域密着型通所介護 3%

福祉用具貸与 57%

- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

訪問介護	ニチイケアセンター 桂城 31%	ケアセンターころ 16%	ヘルパー COCO 11%
通所介護	比内町福祉センター デイサービス62%	デイサービス大館南 11%	山王台デイサービス 11%
地域密着型通所介護	大滝温泉サロン千歳 62%	でいさあびすいと 37%	
福祉用具貸与	(株)かんきょう 41%	(株)タカハシ薬局 40%	福祉用具センター虹 の街大館 4%